

雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会 規約（変更案）

（設置）

第1条 「雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい雲出川中流部流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。
- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は中部地方整備局長が務める。
 - 3 協議会の招集は会長が行う。
 - 4 会長は座長を指名し、座長に協議会の運営、進行を任せることができる。
 - 5 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
 - 6 協議会は、必要に応じて幹事会を設置することができる。

（協議会の実施事項）

- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 2 雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議。
 - 3 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。
 - 4 その他、上記計画に関して必要な事項。

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

- 第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た

後、公表するものとする。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事長を置き、各役員については別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 各幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中部地方整備局三重河川国道事務所、三重県県土整備部河川課で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 10 条 本規約は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。

令和 6 年 3 月 25 日 一部改正

令和 7 年 7 月 23 日 一部改正 (予定)

別表－１ 協議会 構成員

機 関	役 職	備 考
三重県	知事	
津市	市長	
	上下水道事業管理者	
松阪市	市長	
	上下水道事業管理者	
国土交通省 中部地方整備局	局長	会長
農林水産省 東海農政局 農村振興部	部長	
東海財務局 津財務事務所	事務所長	
気象庁 津地方气象台	台長	
中部大学	松尾 名誉教授	座長
三重大学	川口 教授	
(民間団体) 豊地まちづくり協議会	会長	
(民間団体) 高野井土地改良区	理事長	
(民間団体) 須ヶ瀬地区自治会	会長 自治会長または自治会長から 委任を受けたもの	

別表－２ 幹事会 構成員

機 関	役 職	備 考
三重県	県土整備部河川課長	副幹事長
	施設災害対策課長	
	防災砂防課長	
	下水道事業課長	
	都市政策課長	
	建築開発課長	
	住宅政策課長	
	道路建設課長	
	道路管理課長	
	農林水産部農業基盤整備課長	
	治山林道課長	
	津建設事務所長	
	松阪建設事務所長	
	津地域防災総合事務所長	
	松阪地域防災総合事務所長	
津市	建設部長	
	農林水産部長	
	危機管理部長	
	都市計画部長	
	上下水道事業局長	
松阪市	建設部長	
	産業文化部農林水産担当理事	
	防災担当参事兼防災対策課長	

	上下水道部次長 下水道建設課長	
国土交通省 中部地方整備局	三重河川国道事務所長	幹事長
農林水産省 東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官	
東海財務局 津財務事務所	管財課長	
気象庁 津地方气象台	防災管理官	